

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成17年2月10日(2005.2.10)

【公表番号】特表2000-513248(P2000-513248A)

【公表日】平成12年10月10日(2000.10.10)

【出願番号】特願平10-502101

【国際特許分類第7版】

A 6 1 F 2/24

A 6 1 M 1/10

【F I】

A 6 1 F 2/24

A 6 1 M 1/10

【手続補正書】

【提出日】平成16年6月18日(2004.6.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】補正の内容のとおり

【補正方法】変更

【補正の内容】

手 続 補 正 書

平成 16 年 6 月 18 日

特 許 庁 長 官 殿

1. 事件の表示

平成 10 年 特 許 願 第 502101 号

2. 補正をする者

事件との関係 特許出願人

名 称 アディアム ライフ サイエンス アクチングゼルシ
ヤフト

3. 代 理 人

住 所 東京都港区西新橋 2 丁目 7 番 4 号

ドクトル・ゾンデルホフ法律事務所

電話 03 (3503) 3303 (代表)

氏 名 (6181) 弁理士 矢 野 敏 雄



4. 補正により増加する請求項の数 0

5. 補正対象書類名

請求の範囲

6. 補正対象項目名

請求の範囲

7. 補正の内容

別紙の通り

方 式 〇



請求の範囲

1. プロテーゼの僧帽・心臓弁であって、ベースリング(12)を備えた支持ケーシング(ステント10)が設けられており、前記ベースリングが、2つのフレキシブルな弁葉(11)を固定するのに用いられる円弧状の壁部(13, 14)を介して結合される、ほぼリング軸線方向に向いた2つのステー(18, 19)を有していて、該ステーの自由端部が、弁葉(11)用の内部支えを成している形式のものにおいて、前記ベースリング(12)が、平面図でみて、曲率の異なる2つの半割形状を規定する共通の縦軸線(15)及び不等のサイズの2本の二分割横軸線(16, 17)を備えて閉じられた非円形形状を有しており、前記ステー(18, 19)が、前記縦軸線(15)上に位置しつつ一方の半割形状から他方の半割形状への移行個所を形成しており、曲率の小さな壁部(13)が、曲率の大きな壁部(14)よりも、ベースリング・基面に対して著しく傾斜した角度を成して配置された面積の小さな(壁在性の)弁葉(11)を支持していることを特徴とする、プロテーゼの僧帽・心臓弁。
2. それぞれベースリング・基面に対して相対的な、弁葉(11)と壁部(13, 14)の上側の内縁との接続ラインの位置によって規定される弁葉傾斜が、傾斜の少ない(大動脈の)弁葉のために25度乃至45度及び傾斜の強い(壁在性の)弁葉のために40度乃至65度であり、かつ、同時に傾斜の強い弁葉が、傾斜の少ない弁葉よりも少なくとも5度強く傾斜している、請求項1記載の僧帽・心臓弁。
3. 主流方向が、壁在性の弁葉に対する垂線から10度乃至25度、有利には15度傾斜している、請求項1又は2記載の僧帽・心臓弁。
4. 二分割横軸線(16, 17)の長さの比が1.5乃至2.5:1である、請求項1から3までのいずれか1項記載の僧帽・心臓弁。
5. 共通の縦軸線(15)が、10mm乃至45mmの長さを有している、請求項1から4までのいずれか1項記載の僧帽・心臓弁。
6. ステーが、等厚で壁部(23)に統合されている、請求項1から5までのいずれか1項記載の僧帽・心臓弁。

7. 端面側のステー端部（24）が、尖端状に延びているか又は平らに面取りされている、請求項6記載の僧帽・心臓弁。

8. 壁厚さ（d）が、ベースリングから壁部の上縁に向けて、有利には連続的に減少している、請求項1から7までのいずれか1項記載の僧帽・心臓弁。

9. ステー（18, 19）の自由端部が、端面寸法に有利には連続的に肉厚にされている、請求項1から5までのいずれか1項記載の僧帽・心臓弁。

10. ステーが、ベースリング基面に向けてかつ流入領域でベースリング基面の手前で終わるようにくさび状に狭められている、請求項9記載の僧帽・心臓弁。

11. ベースリング（12）の壁部（13, 14）の厚さが、ステー（18, 19）間の領域で、即ち、弁葉ベースで、ステー近くの領域におけるよりも、有利にはファクタ1.4乃至2.3だけ大きい、請求項1から10までのいずれか1項記載の僧帽・心臓弁。

12. 弁葉（11）と壁部（13, 14）の上側の内縁との接続ラインが、それぞれ一平面内に位置している、請求項1から11までのいずれか1項記載の僧帽・心臓弁。

13. ステー縦軸線が、ほぼ主流方向に延びている、請求項3から12までのいずれか1項記載の僧帽・心臓弁。